

名古屋市国際展示場第2展示館改築事業
要求水準書

令和7年3月
(令和7年5月9日修正)

名古屋市

設にて利用できる計画とすることし、余剰電力が系統側へ逆潮流しないよう、必要な対策を施すこと。

- 発電表示装置を中央監視室及び既存第3展示館エネルギーセンターに設置すること。
- 近隣事業者等への光害とならないよう、原則、太陽光パネルは低反射型とすること。
- 太陽光パネル及びパワーコンディショナー等の屋外に設置する設備は耐重塩害仕様とすること。

(キ) 弱電設備

a 構内情報通信設備（無線 LAN 設備）

- 新設施設の利用者及び来場者が快適に無線 LAN 環境を利用できるように、MDF 室にネットワーク機器を設置し、ネットワークシステムを構築すること。ネットワークシステムは、新設施設、第3展示館、イベント館及び交流センターを含む全体のものとするが、このうち第3展示館、イベント館、交流センター分については、既存イベント館 MDF 室に設置されている既設ネットワーク機器にて構築されているものを利用すること
- 新設ネットワーク機器を親として、当ネットワーク機器から既存イベント館 MDF 室既設ネットワーク機器まで光ファイバーケーブルを敷設し、接続すること。
- 敷地外からの通信事業者の配線の引込みに関する配管工事は本事業にて行うこととし、MDF 室の新設ネットワーク機器まで配管すること。配線工事は別途工事とする。なお、引込ルートについては既存の配管が使用できる箇所は使用してもよい。
- 無線 LAN 環境が利用できるエリアは搬出入口、展示室、出入口、エントランスモール、売店とする。
- 無線 LAN 接続により来場者がインターネットにアクセスできるように必要な配管配線、電源及び通信機器を含む設備等を整備すること。
- 新設施設の想定最大同時接続人数は 100 人程度とし、1 人あたりの利用想定帯域は超画質（2Mbps）とする。また、既存イベント館 MDF 室にある既設ネットワーク機器の容量も見込むこと。既設ネットワーク機器の仕様については「（11）イ（シ）既存弱電設備仕様（参考）」を参照すること。
- 接続時の認証方法は施設内に掲示したパスワード、メールアドレス、SNS 等を利用した認証システムを用いるものとする。
- 将来の増築を考慮し、拡張可能なシステムとすること。拡張時の無線 LAN 接続の想定最大同時接続人数は 350 人程度とする。
- 各 EPS 内に整備する HUB 盤は、施錠できる設備とすること。また、機器発熱、放熱、埃・粉塵の対策を施し、専用の電源コンセントを設けること。
- 詳細な仕様については、市と協議を行うこと。

b 構内情報通信設備（有線 LAN 設備）

- 展示会主催者が利用する臨時ネットワーク用の配管・配線を設置すること。
- 各諸室に整備した情報コンセントから EPS まで配管・配線を敷設し、EPS から MDF 室及び MDF 室から敷地外までの引込ルートには配管を敷設すること。配管

- マンホール蓋はその用途が分かるよう明記すること。
- 定期的に点検で使用するマンホール等は、駐車スペースを避ける等の配慮をすること。
- 階段その他段差を設ける場合において、段鼻は段の全長にわたって十分な太さで色彩、色相または明度の差、輝度比等を確保すること。
- 夜間等に敷地内へ無断駐車等されないよう、出入口には門扉又は車止め支柱（埋め込み式チェーン付）等を設置し車両の進入を防止すること。
- 消防活動空地等、必要な機能を適切に確保するとともに、そこに至るアプローチも適切に確保すること。
- 敷地北側の隣地との境界付近（「別紙 01 事業区域図」参照）において、隣地での事業運営に支障にならないよう、構内道路又は車路等の北側一帯にフェンスを設置すること。
- 道路からの乗入の改修については、本事業に含まれる。その際、関係諸官庁及び近隣関係者への説明及び申請等については、事業者において行うこと。
- 既存の敷地西側中央門については撤去とし、敷地内西北側出入口及び東側出入口のみ門扉 又は車止め支柱（埋め込み式チェーン付）等を整備すること。なお、撤去後の歩道、擁壁及びフェンス等の復旧については本事業に含まれる。その際、関係諸官庁及び近隣関係者への説明及び申請等については、事業者において行うこと。
- 外部から第三者が容易に侵入できないような対策を講じること。
- 敷地内西側には、応急給水栓が設置されているため、本施設の建設に支障となる場合には、関係諸官庁と移設場所及び工程等の調整を行うこと。
- 新設施設の建設に伴い支障となる屋外連絡通路及びゲート・警備員詰所は撤去すること。屋外連絡通路の撤去範囲は、交流センターからの動線及びエントランスモールとの接続を考慮した範囲とする。
- 新設施設東側の搬出入口から建屋内に円滑に物の出し入れができるように作業スペースを設けるとともに、北側敷地内通路からアクセスできる車路を整備すること。また、同作業スペースを使用し、イベント館西面の搬出入作業も円滑に行えるように整備すること。

（１３） 既存施設の改修

ア 改修概要

新設施設は、既存施設の第３展示館、交流センター及びイベント館と建築基準法上の同一棟として建設する予定である。そのため、既存施設は遡及を受け、既存不適格の改修等が必要である。本事業において、必要となる主な内容は以下に示すとおりであるが、事業者にて確認の上、確認申請及び改修等を行うこと。

イ 改修内容

既存施設において、遡及を受ける主な内容を以下に示す。

- 既存エレベーターの昇降路の防火設備による区画